（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三十八条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「名称及び代表者の氏名　　印」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

別記様式第二号中「印」を削る。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）

第三十九条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第十号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「㊞」を削る。

別記様式第二十二号から別記様式第二十四号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第二十五号中「㊞」を削る。

別記様式第二十六号から別記様式第二十九号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第三十号中「㊞」を削る。

別記様式第三十一号中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第三十二号から別記様式第四十二号までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第四十三号から別記様式第四十五号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第四十六号中「㊞」を削る。

別記様式第四十七号から別記様式第五十号までの様式中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第五十一号中「㊞」を削る。

別記様式第五十二号中「署名又は捺印」を削る。

別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「㊞」を削る。

別記様式第五十五号中「㊞」を削る。

（農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第四十条　農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十四年農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。